

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和2年度 10月度)

- 1 日 時 令和2年10月1日(木)  
開会：午後2時55分  
閉会：午後3時33分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 14名  
2番 中葉 隆 3番 道淵 登 4番 上出 義美  
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣  
8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫 10番 田中 利男  
11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭  
14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 1番 山下 裕
- 5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件  
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件  
第3号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について  
第4号議題 集団一括的な非農地通知の運用(案)について  
第5号議題 農地利用最適化推進施策に関する意見書(案)について
- 6 職務のため出席した事務局等職員  
4名  
局 長 坂 久成 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代  
  
市長部局から  
農林畜産課長 浦 勇仁
- 7 総会の概要  
(事務局) ただいまから、令和2年度10月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

(事務局) 今回も、新型コロナウイルス感染防止の観点から発声の機会を抑えるため、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第3号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について

第4号議題 集団一括的な非農地通知の運用(案)について

第5号議題 農地利用最適化推進施策に関する意見書(案)についてです。

□議長(会長) なお、本日は山下委員長から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、西塚委員、吉田委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は1件です。

申請箇所は、1筆で、申請面積は——m<sup>2</sup>です。

申請農地は、氷見市\*\*——番、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）から、譲受人 氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）へ所有権移転を行うものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、5件につきまして、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

使用借人は射水市\*\*——番地（氏名\*\*）、

使用貸人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、地目は申請書において登記、現況とも畑、申請面積は——m<sup>2</sup>です。

農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

番号2、地区は——です。

この案件は4条申請で申請人は

氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）です。

申請地は、氷見市\*\*——番及び\*\*——番、地目について前者の

登記は畑、後者の登記は田、現況は住宅敷地として利用されており、申請面積は2筆の合計で——m<sup>2</sup>です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

番号3、地区は——です。

この案件も4条申請で申請人は富山市\*\*——番地（氏名\*\*）です。

申請地は、氷見市\*\*——番ほか3筆、登記地目は4筆とも畑で、現況は住宅敷地として利用されており、申請面積は4筆の合計で——m<sup>2</sup>です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

番号4、地区は——です。

譲受人は番号3の申請人と同じく富山市\*\*——番地（氏名\*\*）、譲渡人は富山市\*\*——番地（氏名\*\*）、です。

申請地は、氷見市\*\*——番、登記地目は田で、現況は住宅敷地として利用されており、申請面積は——m<sup>2</sup>です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

番号5、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、地目は申請書において登記は畑、現況は住宅敷地として利用されており、申請面積は——m<sup>2</sup>です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

なお、番号2番、3番、4番、5番の案件は、申請地が既に住宅敷地として利用されているため違反転用に該当していますので、始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、

ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と事務局員による現地調査について、\*\*委員から報告を受けます。

（\*\*委員） 先般\*\*月\*\*日、わたしと事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件5件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、5件とも「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されており、番号1番は西条畑地かんがい土地改良区からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件は、違反転用の案件もありましたが原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）2件につきまして、説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

申請人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、地目は登記が畑、現況は宅地で、面積は——m<sup>2</sup>です。

目的は、非農地認定による宅地への変更登記です。

申請地は、昭和32年から住宅の敷地として使用されており、現在まで60年余りが経過しているものです。

調査したところ、登記簿上の地目は畑となっていますが、現地は住宅として利用されている状況でした。

番号2、地区は——です。

申請人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、地目は登記が田、現況は宅地で、面積は——m<sup>2</sup>です。

目的は、非農地認定による宅地への変更登記です。

申請地は、昭和42年から農作業場（納屋）の敷地として使用されており、現在まで50年余りが経過しているものです。

調査したところ、登記簿上の地目は田となっていますが、現地は農作業場（納屋）として利用されている状況でした。

今回、申請のありました2件の非農地認定につきまして、氷見市農業委員会非農地証明交付基準「第2条第1項第3号、非農業的土地利用をされ、20年以上経過していること」及び、その他の要件を満たしています。

今後、農地として原状回復は困難であると判断いたしますことから、申請者に対して非農地通知書を交付したいと考えますが、交付してよろしいか、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*月\*\*日に行いました\*\*委員と\*\*委員、事務局員による現地調査について、\*\*委員から報告を受けたいと思います。

(\* \*\*委員) 先般\*月\*\*日、わたしと\*\*委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

現地は、既に住宅の敷地、農作業場の敷地として利用されている状態であることを確認いたしました。

また、現地の状況から、今後、農地としての原状回復は困難であると判断いたしました。

以上、今回の件について、非農地として判断したことを報告させてい

ただきます。

□議長（会長） ただいまの事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題の第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、原案のとおり、非農地として認定することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 集団一括的な非農地通知の運用（案）につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第4号議題 集団一括的な非農地通知の運用（案）について、ご説明申し上げます。（趣旨と原案の抜粋説明）。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第4号議題 集団一括的な非農地通知の運用（案）について、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 最後に、第5号議題 農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第5号議題 農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、ご説明申し上げます。（趣旨と原案の抜粋説明）。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第5号議題 農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。  
これで、氷見市農業委員会10月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年10月1日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---